

2021年1月7日

末吉町教会信徒各位

カトリック横浜司教区末吉町教会
主任司祭 ヨゼフ濱田 壮久 神父

1月・2月・3月中の主日のミサ順守義務の免除付与について

＋主の平和

首都圏では全世界で新型コロナ・ウィルスの感染拡大が続いており、日本においても感染拡大防止に今まで以上に努めることが求められています。カトリック教会においても例外ではありません。

今般の首都圏、特に東京都と神奈川県における感染拡大の状況の緊迫化を受けて、政府から緊急事態宣言が発出されたことに鑑みて、2020年11月1日付の日本カトリック司教協議会による『日本のカトリック教会における感染症対応ガイドライン』に従って、末吉町教会の信徒の皆様には、2021年3月末日まで主日および守るべき祝日のミサ順守義務の免除を付与します。特に持病のある方、ご高齢の皆様については、ご自分の判断にお任せしますが、例えば YouTube 配信での主日ミサに与りながら「靈的聖体拝領を求め祈り」を2021年3月末日までご自宅で捧げていただければと願っています。

なお、本公布は、『新カトリック教会法典』の規定による主任司祭の権能行使となります。教会法はラテン語が正本ですので、翻訳と正本とを以下に載せます。

教会法 1245 条：第 87 条所定の教区司教の権利を妨げることなく、主任司祭は、正当な理由の存するときは教区司教の規定に従って、個々の場合に守るべき祝日若しくは償いの日の順守義務を免除し、又は他の信心行為をもってこれに替えることができる。聖座法による聖職者会においては、修道会又は使徒的生活の会の上長も、自己の従属者及び昼夜その家に居住する他の者に対して同様のことができる。

Can. 1245 - Firmo iure Episcoporum dioecesanorum de quo in can. 87, parochus, iusta de causa et secundum Episcopi dioecesani praescripta, singulis in casibus concedere potest dispensationem ab obligatione servandi diem festum vel diem paenitentiae aut commutationem eiusdem in alia pia opera; idque potest etiam Superior instituti religiosi aut societatis vitae apostolicae, si sint clericalia iuris pontificii, quoad proprios subditos aliosque in domo diu noctuque degentes.

なお、守るべき祝日は『日本における教会法施行細則』に次のように定められています。

22) 第 1246 条 2 項 日本における守るべき祝日

a) 日本における守るべき祝日は、すべての主日、主の降誕の祭日、そして神の母聖マリアの祭日である。

【カトリック末吉町教会信徒への1・2・3月中の主日のミサ順守義務の免除付与】

私は、カトリック横浜司教区教区長から与えられたカトリック末吉町教会の主任司祭としての教会法上の権能によって、カトリック末吉町教会に属する信徒の守るべき祝日のうち、
2021年1月・2月・3月の主日、守るべき祝日について順守義務を免除し、

①該当日には、YouTube配信でのミサに与り、「靈的聖体拝領を求める祈り」を捧げる

②「聖書と典礼」に記されている聖書のみことばを読み、味わい、主の祈りと以下の「靈的聖体拝領を求める祈り」を捧げる

③ロザリオの祈りを1環捧げ、「靈的聖体拝領を求める祈り」を捧げる

上記の3つの選択肢のうちから一つを選ぶことをもって替えることが出来ることを宣言します。

当面の間、主日ミサについて、YouTubeの「末吉町教会公式」チャンネルで公式にライブ配信いたします。



【靈的聖体拝領の祈り】（『カトリック祈禱書』カトリック長崎大司教区 平成12年）

イエズス・キリスト、われは主が至聖なる聖体の秘蹟のうちにましますことを固く信じ、万事に超えて主を愛し、主を受け奉（たてまつ）らんことを望む。されど、今聖体を拝領すること能（あた）わざれば、靈的にわが心に降（くだ）り給（たま）え。主よ、われ主を受け奉（たてまつ）りし如（ごと）く、主によりすがりて、わが身を全く主に一致せしめ奉（たてまつ）る。願わくは主を離るるを許さず、悪魔のわなより救い給（たま）え。わが心に主の愛の火を点じ、永遠に主の御ために燃ゆるを得しめ給（たま）え。アーメン。

以上